別表第11の２の⑴中「38単位」を「49単位」に改め、同２の⑵中「30単位」を「41単位」に改め、同２の⑶中「25単位」を「36単位」に改め、同表第11の３の注１中「とされる者」の下に「又はこれに準ずる者」を加え、同３の注３から注６までの規定中「第９」を「第８」に改め、同表第11の６を削り、同表第11の７を次のように改め、同７を同表第11の６とする。

６　入院・外泊時加算

イ　入院・外泊時加算(Ⅰ)

⑴　利用定員が60人以下	320単位
⑵　利用定員が61人以上80人以下	272単位
⑶　利用定員が81人以上	247単位

ロ　入院・外泊時加算(Ⅱ)

⑴　利用定員が60人以下	191単位
⑵　利用定員が61人以上80人以下	162単位
⑶　利用定員が81人以上	147単位

注１　イについては、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊（指定共同生活介護及び第16の１の注１に規定する指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この６において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した初日から起算して８日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ⑴から⑶までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては、⑴から⑶までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

２　ロについては、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合に、施設従業者（指定障害者支援施設基準第４条又は附則第３条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者をいう。７及び８において同じ。）が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院し、又は外泊した初日から起算して８日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ⑴から⑶までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては、⑴から⑶までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

別表第11の８を削り、同表第11の９の注中「指定障害者支援施設基準第４条又は附則第３条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者（10において「施設従業者」という。）」を「施設従業者」に改め、同９を同表第11の７とし、同表第11の８とし、同表第11の９とし、同表第11の12を削り、同表第11の13の注の⑴中「平成24年３月31日」を「平成27年３月31日」に改め、同13を同表第11の10とし、同表第11の14を同表第11の11とし、同表第11の15の注１中「おいて、医師」の下に「又は歯科医師」を、「基づき、医師」の下に「、歯科医師」を加え、「医師の指示を」を「医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注２において同じ。）を」に改め、同15の注２中「医師」の下に「又は歯科医師」を加え、同15を同表第11の12とし、同表第11の16を同表第11の13とし、同表第11に次のように加える。

14　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

15　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、１から13までにより算定した単位数の1000分の９に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、14の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第11を別表第10とする。

別表第12の１のイの⑴中「785単位」を「778単位」に改め、同イの⑵中「701単位」を「695単位」に改め、同イの⑶中「667単位」を「661単位」に改め、同イの⑷中「639単位」を「633単位」に改め、同イの⑸中「601単位」を「596単位」に改め、同１のロの⑴中「254単位」を「251単位」に改め、同ロの⑵中「584単位」を「579単位」に改め、同ロの⑶中「750単位」を「744単位」に改め、同１のハ中「785単位」を「778単位」に改め、同１の注４の⑵中「第12の」を削り、同１の注５中「又は旧法施設支援を受けている間」を削り、同表第12の４の２の注の⑸中「指定相談支援事業者」を「指定特定相談支援事業者」に改め、同表第12の６の注中「平成24年３月31日」を「平成27年３月31日」に改め、同表第12に次のように加える。

７　送迎加算　27単位

注　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（ただし、地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この７において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅と指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

８　障害福祉サービスの体験利用支援加算　300単位

注　指定障害者支援施設等において指定自立訓練（機能訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

⑴　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

⑵　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

９　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から８までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数